

# 第9章 カナダ

## 内国民待遇

### 電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ要求

#### <措置の概要>

カナダ・オンタリオ州は、再生可能エネルギーの普及を図るため、2009年5月14日に“Green Energy Act”を可決及び関連する法律を改正。同法により、再生可能エネルギーの電力の固定価格買取制度（Feed in Tariff (FIT)）を創設。

オンタリオ州政府は、発電事業者等が固定価格買取制度に参入する際の条件として、一定割合以上の付加価値（組立や原材料の調達等）が同州内で付加された太陽光・風力発電設備を使用することを義務化した（ローカルコンテンツ要求）。

#### <国際ルール上の問題点>

こうした措置は、内国民待遇義務を定めるGATT第3条、貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs協定）第2条違反の可能性があるとともに、補助金協定第3.1（b）に定める禁止補助金（国内産品優先補助金）に該当する可能性がある。

#### <最近の動き>

本件については、現地領事館等を通じて、オンタリオ州政府に懸念を伝えている他、カナダ連邦政府に対してもハイレベルでの働きかけを行う等、二国間での協議における解決を探ってきた

が、カナダ側より前向きな回答が得られなかったため、2010年9月にカナダに対してWTO上の二国間協議要請を行った。その後、2011年6月にパネル設置要請を行い、7月の紛争解決機関会合においてパネルが設置された（現在：パネル審理中）。

## 数量制限

### 丸太の輸出規制

#### <措置の概要>

ブリティッシュ・コロンビア（BC）州では、国内産業の保護等を目的に針葉樹丸太の輸出を規制し、一部を禁止している。州内森林から産出される木材は、州有林については同州の法律により、私有林については連邦法により、州内での利用又は加工が義務づけられている。丸太の輸出は、州内で活用されない余剰材と認められた場合に限り行われ、州有林については副総督又は州林業大臣が、私有林については連邦林材輸出諮問委員会が認定している。なお、州有林から産出される木材のうち、シダー類（ベイヒバ、ベイスギ）のすべて及びベイマツ、ベイトウヒ等で高品質の丸太については輸出が禁止されている（先住民居留地等一部の地域を除く）。また、丸太輸出には国内価格の5～15%（州北部沿岸部等は1ドル/m<sup>3</sup>）の課徴金が課せられるほか、余剰材と認められるためのコストが係り増しとなっている。

### <国際ルール上の問題点>

森林資源の保護等を口実に、国内産業の保護を行っている可能性があることから、GATT第11条に違反している可能性が極めて高い。当措置は地方政府の措置であるが、カナダはGATT第24条12項に基づいて、協定の遵守を確保するための妥当な措置を検討すべきである。

(最新の状況については資料編を参照)。

### <最近の動き>

BC州内での高品質材の需要減少により、従来、輸出禁止であった高品質（グレードD及びF）のベイモミの丸太が、2011年12月から1年間に限り、輸出可能となっている（余剰材認定手続きは必要）。

## 関 税

### 高関税品目

#### <措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意後のカナダの非農産品の単純平均譲許税率は5.3%であり、日・米・EUといった主要先進国の水準より若干高い水準にある。譲許税率が高い品目としては、グラスファイバー製品（最高15.7%）、衣類（最高18%）、非譲許品目としては、造船及びタンカー（最高実行税率25%）などがある。非農産品の譲許率は、99.7%となっている。

### <国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという観点からは、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

### <最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている